

事 務 連 絡
平成29年2月8日

各 国 公 立 大 学 法 人
文 部 科 学 大 臣 所 轄 格 各 学 校 法 人
国 立 高 等 専 門 学 校 機 構
各 独 立 行 政 法 人
各 国 立 研 究 開 発 法 人
公 立 学 校 共 済 組 合 御 中
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構
各 施 設 等 機 関
各 特 別 の 機 関

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する
女子差別撤廃委員会の最終見解について（周知）

男女共同参画の推進にあたっては、日頃よりご尽力を賜り、感謝申し上げます。

昨年2月に女子差別撤廃委員会において、我が国が提出した女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する審査が行われ、同3月に、日本政府に対する最終見解が採択されました。

このたび内閣府より、別添のとおり、最終見解を関係者に広く周知するとともに、最終見解を踏まえて本条約に対する理解を深め、一層の男女共同参画推進に向けた施策に取り組まれるよう、協力要請がなされました。

については、この内容を職員に周知するとともに、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組の一層の推進に努めていただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

男女共同参画企画係 小松崎、福島

TEL : 03-5253-4111（内線 3073）

FAX : 03-6734-3719

府 共 第 73 号
平成 29 年 1 月 26 日

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
高橋 雅之 殿

内閣府男女共同参画局総務課長
岡田 恵子 (公印省略)

我が国の女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告に対する
女子差別撤廃委員会の最終見解について

我が国が締約国である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」につきましては、昨年2月16日、スイスのジュネーブで開催された女子差別撤廃委員会において、我が国が平成26年9月に提出した「女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」について審査が行われ、昨年3月4日に日本政府に対する「最終見解」が採択されました。

本「最終見解」については、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、「女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論及び政府見解等について、国会、裁判所を含む国の機関、地方公共団体に対する情報提供に努め、特に、若者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施する」旨が記載されております。

また、女子差別撤廃委員会は、本「最終見解」において、我が国が「最終見解を十分に実施できるよう、全てのレベル(国、広域、地方)の関連する国の機関、特に政府、省庁、国会両院及び司法に対し、締約国の公用語により、時宜を得た最終見解の周知」を要請しております。

つきましては、下記の「最終見解(仮訳)」及び関連する政府見解として「女子差別撤廃条約 第7回及び第8回日本政府報告代表団長 冒頭ステートメント(仮訳)」等をお送りいたします。「最終見解」には法的拘束力はございませんが、締約国として我が国は、その内容等

を十分に検討の上、適切に対処していく必要があります。このため、貴省（庁）におかれましては、この「最終見解」を下部機関及び関係機関(独立行政法人を含む。)の関係者に広く周知するとともに、「最終見解」を踏まえて本条約に対する理解を深めて頂き、一層の男女共同参画推進に向けた施策に取り組んで頂くようお願い致します。

さらに、第4次男女共同参画基本計画には、「女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。」と記載されております。また、最終見解においては一部項目につき、「勧告を実施するために取った措置について書面による情報を2年以内に提出するよう」要請されております。今後、取組状況について男女共同参画会議においてフォローアップをさせていただく予定ですので、その際には御協力の程何卒お願い申し上げます。

なお、内閣府男女共同参画局ホームページ(<http://www.gender.go.jp/teppai/index.html>)には、添付をいたしました「女子差別撤廃条約」、「最終見解（仮訳）」、「女子差別撤廃条約の実施状況に関する国連女子差別撤廃委員会の最終見解について」（最終見解概要）、「女子差別撤廃条約 第7回及び第8回日本政府報告代表団長 冒頭ステートメント（仮訳）」等の資料のほか、「最終見解」において言及されている女子差別撤廃委員会の一般勧告、その他第7回及び第8回日本政府報告審査に関する動画へのリンク等も掲載しておりますので、こちらも御活用ください。また、外務省のホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/>) で関連情報、国連女子差別撤廃委員会のホームページ

(<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CEDAW/>) では最終見解中で言及されております同委員会の法体系 (jurisprudence) も掲載されております旨、お伝えいたします。

記

- (1) 「女子差別撤廃条約の実施状況に関する国連女子差別撤廃委員会の最終見解について」（最終見解概要）
- (2) 「最終見解（仮訳）」
- (3) 「女子差別撤廃条約 第7回及び第8回日本政府報告代表団長 冒頭ステートメント（仮訳）」及び質疑応答における関連発言
- (4) 「女子差別撤廃条約」
- (5) 「第4次男女共同参画基本計画」（抜粋）

以上

(本件連絡先)

内閣府男女共同参画局総務課

電話：03-6257-1357

女子差別撤廃条約の実施状況に関する
国連女子差別撤廃委員会の最終見解について

平成 29 年 1 月
男女共同参画局

I 女子差別撤廃条約概要

女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW) は、女性・女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約であり、1979 年に国連において採択され、1981 年に発効した (我が国は 1985 年批准。本年 4 月現在、同条約締約国は 189 国)。

女子差別撤廃条約の締約国は、条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について、定期的に報告書を国連事務総長に提出し、女子差別撤廃委員会からの審査を受けることとされており、この審査結果を踏まえ、同委員会は、締約国に対する「勧告」を含む最終見解を発出する。なお、本最終見解には法的拘束力はない。

我が国は、2014 年 9 月に、女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告を提出し、昨年 2 月 16 日には、ジュネーブで女子差別撤廃委員会による口頭審問が開催された。

(日本政府代表団長は、杉山晋輔外務審議官。その他、内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部から職員が参加。)

上記審問の後、3 月 7 日、女子差別撤廃委員会は我が国の第 7 回及び第 8 回報告に対する最終見解を発出した。

II 女子差別撤廃委員会からの最終見解概要

1. 肯定的な側面

- (1) 第 6 回審査 (2009 年) 以降の多くの法律の制定・改正等の進展
- (2) 女子差別撤廃及び女性の人権のための政策枠組の改善
- (3) 前回見解で勧告されていた国際条約の批准

2. 主要関心事項及び勧告概要

- (1) 国会
- (2) 女子差別撤廃条約の法的地位、選択議定書の認知度と批准
- (3) 女性に対する差別の定義
- (4) 差別的な法律及び法的保護の欠如
- (5) 国内人権機構

- (6) 女性の地位向上参画のための国内本部機構
- (7) 暫定的特別措置
- (8) 固定的性別役割分担及び有害な慣行
- (9) 女性に対する暴力
- (10) 人身取引及び性的搾取・売春
- (11) 慰安婦
- (12) 政治的及び公的分野への女性の参画
- (13) 教育
- (14) 雇用
- (15) 健康
- (16) 経済的・社会的給付
- (17) 農山漁村女性
- (18) 防災・災害対策
- (19) 不利な状況のグループの女性
- (20) 結婚・家族関係
- (21) 選択議定書の批准
- (22) 北京宣言及び行動要綱
- (23) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ
- (24) 周知
- (25) その他の条約の批准

3. フォローアップ事項

以下については、実施状況について2年以内にフォローアップを行う。

- (1) 民法改正(女性の婚姻年齢の引き上げ、夫婦同氏に関する法規定の改正、女性の再婚禁止期間の廃止)
- (2) 性差別発言及びヘイトスピーチ規制
- (3) アイヌ・在日韓国朝鮮人・移民女性等に対する偏見解消に向けた取組

以上

(仮訳)

配布：一般
2016年3月7日
原文：英語

女子差別撤廃委員会

日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解*

1. 委員会は、第1375回及び第1376回の会合において、2016年2月16日、日本の第7回及び第8回合同定期報告（CEDAW/C/JPN/7-8）を審議した（CEDAW/C/SR.1375 及び 1376 を参照）。委員会からの質問事項は CEDAW/C/JPN/Q/7-8 に、日本の回答は CEDAW/C/JPN/Q/7-8/Add.1 に記載されている。

A. 序論

2. 委員会は、第7回及び第8回の合同定期報告が提出されたことに関し、締約国に感謝の意を表す。また、会期前作業部会からの質問事項に対する書面の回答について締約国に感謝の意を表す。委員会は、代表団による口頭発表が行われたこととともに、対話の中で委員会の口頭による質問に対し追加説明が行われたことを歓迎する。

3. 委員会は、杉山晋輔外務審議官を団長とする大規模な代表団の派遣について締約国を称賛する。代表団は法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁等の諸省庁及び在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の代表から構成されていた。

B. 肯定的側面

4. 委員会は、2009年に行われた締約国の第6回定期報告（CEDAW/C/JPN/6）の審議以降、法制度改革における取組において達成された進展、特に以下を歓迎する。

(a) 女性が大部分を占めるパートタイム労働者の待遇改善のために行われた

* 女子差別撤廃委員会第63会期委員会において採択された（2016年2月15日－3月4日）。

2014年の改正「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」、

(b) 2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、

(c) 2014年の改正「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、

(d) 2013年の改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、及び

(e) 2012年の「子ども・子育て支援法」。

5. 委員会は、以下のような、女性に対する差別の撤廃の加速及び女性の権利向上を目的とした締約国の政策的枠組を強化する努力を歓迎する。

(a) 2014年の「人身取引対策行動計画」、

(b) 2013年の「日本再興戦略」、並びに

(c) 2010年の「第3次男女共同参画基本計画」及び2015年の「第4次男女共同参画基本計画」

6. 委員会は、前回の定期報告の審議以降締約国が行った以下の国際文書の批准を歓迎する。

(a) 2014年の「障害者の権利に関する条約」の批准、及び

(b) 2009年の「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准。

C. 主要な関心事項及び勧告

国会

7. 委員会は、本条約の十分な履行を確保する上で立法権の果たす重要な役割を強調する（2010年の第45会期において採択された委員会と国会議員との関係に関する委員会声明を参照）。委員会は、国会に対し、その権能に従い、本条約に基づいて、今後次回報告時期までの間、今回の最終見解の実施について必要な措置を講じるよう勧める。

本条約の法的地位、認知度及び選択議定書の批准

8. 委員会は、締約国の憲法第98条第2項に基づき、締結・公布された条約が締約国の国内法の一部として法的効力を有することに留意する。しかしながら、委

員会は、本条約が国内法に十分取り入れられていない、並びに 2014 年 3 月 28 日付の東京高等裁判所が本条約は法的審理に直接適用される、あるいは自動執行性があるとは認識できない旨の判決を下したことに懸念する。委員会は、また、以下についても懸念を有する。

- (a) 締約国の意識啓発の取組にもかかわらず、本条約の規定が締約国内で十分に周知されていないこと、
- (b) 締約国が本条約の選択議定書を批准する予定の時期に関する情報が提供されていないこと、並びに
- (c) 委員会が前回行った勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6) が締約国により十分に実施されていないこと。

9. 委員会は、締約国に以下を要請する：

- (a) 本条約の規定を国内法に十分に取り入れること、
- (b) 締約国の政府職員、国会議員、法律専門家、法執行官及び地域社会のリーダーを含めた関係者に対して、本条約及び委員会の一般勧告並びに女性の人権についての意識を啓発するため、既存のプログラムを強化すること、
- (c) 選択議定書の批准を検討するとともに、選択議定書の下での委員会の法体系について法律専門家及び法執行官に対する研修を行うこと、並びに
- (d) 今回の委員会の最終見解の実施について、明確な目標と指標を用いた国内行動計画の採択を検討すること。

女性に対する差別の定義

10. 委員会は、本条約第 1 条に従った公的・私的の双方の領域における直接・間接双方の差別を含む女性に対する差別の包括的な定義が欠けていることを依然として懸念する。委員会は、そのような定義の欠如は締約国における本条約の十分な適用の障害となることを想起する。

11. 委員会は、前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 22) を改めて表明するとともに、活動の全ての分野において女性が直接・間接双方の差別から保護されることを保証するという観点から、本条約第 1 条に従い女性に対する差別の包括的な定義を国内法に早急に取り入れることを締約国に要請する。

差別的な法律及び法的保護の欠如

12. 委員会は、既存の差別的な規定に関する委員会のこれまでの勧告への対応がなかったことを遺憾に思う。委員会は特に以下について懸念する。

- (a) 女性と男性にそれぞれ 16 歳と 18 歳の異なった婚姻適齢を定めているように民法が差別的な規定を保持していること、
- (b) 期間を 6 か月から 100 日に短縮すべきとする最高裁判所の判決にもかかわらず、民法が依然として女性のみを離婚後の再婚を一定期間禁止していること。
- (c) 2015 年 12 月 16 日に最高裁判所は夫婦同氏を求めている民法第 750 条を合憲と判断したが、この規定は実際には多くの場合、女性に夫の姓を選択せざるを得なくしていること、
- (d) 2013 年 12 月に嫡出でない子を相続において差別していた規定が廃止されたにもかかわらず、出生届時に差別的記載を求める戸籍法の規定を含め、様々な差別的規定が残っていること、並びに
- (e) 頻繁にハラスメント、烙印及び暴力の対象となる様々なマイノリティ・グループの女性に対する交差的な差別を対象とする包括的な差別禁止法がないこと。

13. 委員会は、これまでの勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/5) 及び (CEDAW/C/JPN/CO/6) を改めて表明するとともに、以下について遅滞なきよう要請する。

- (a) 民法を改正し、女性の婚姻適齢を男性と同じ 18 歳に引き上げること、女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること、及び女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止すること、
- (b) 嫡出でない子の地位に関するすべての差別的規定を撤廃し、子とその母親が社会的な烙印と差別を受けないよう法による保護を確保すること、並びに
- (c) 締約国の主要義務に関する一般勧告第 28 号 (2010 年) に従って、様々なマイノリティ・グループの女性に対する、複合的／交差的な形態の差別を包括的に禁止する法律を制定し、この女性達をハラスメントと暴力から保護すること。

国内人権機構

14. 委員会は、締約国が「国内人権機構の地位に関する原則」(パリ原則) に準じ、

複合的な形態の差別からの保護を含む女性の権利の保護及び促進のための幅広い権限を有する独立した国内人権機構を設立していないことにあらためて懸念を表明する。

15. 委員会は、締約国がパリ原則（1993年12月20日付国連総会決議48/134）に準じ、女性の人権と男女平等についての権能を有する独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ24）を改めて表明する。

女性の地位向上のための国内本部機構

16. 委員会は、「内閣府設置法」が男女共同参画担当大臣に女性の地位向上のための国内本部機構の長としての権能を明確にしているとの締約国からの情報に留意する。しかしながら、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議の役割が明確に定められていないことに懸念がある。委員会は、この明確さの欠如がジェンダー予算を含め政策の調整と実施に影響を与えることを懸念する。

17. 委員会は、ジェンダー主流化やジェンダー予算を含む取組を効果的に行うことができるよう様々な部門の役割を明確にすることにより、締約国が女性の地位向上のための国内本部機構を引き続き強化していくことを勧告する。

暫定的特別措置

18. 委員会は、締約国が事実上の男女平等を促進するため第3次及び第4次男女共同参画基本計画において数値目標を導入した努力に留意する。しかしながら、委員会は、政治的活動、特に国会においてはもちろんのこと、公的部門及び民間部門の意思決定における民族的及びその他のマイノリティ女性を含む女性の過少代表に対処するため、クオータ制を含む法定の暫定的特別措置が講じられていないことを懸念する。委員会は、特に締約国が法定のクオータ制ではなく、依然としてより効果の低い自主的な取組や公共調達のための入札過程において会社の評価を高くするなどのインセンティブを用いていることを懸念する。

19. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ28）を改めて表明するとともに、暫定的特別措置に関する本条約第4条第1項及び委員会の一般勧告第25号（2004年）に従い、本条約の全ての分野において、特に民族的あるいはその他のマイノリティ及び先住民族の女性並びに障害のある女性の権利を向上させるために、実質的な男女平等の達成を促進するために必要な戦略として、法定のクオータ制などの暫定的特別措置を検討することを締約国に要請する。

固定観念と有害な慣行

20. 委員会は、家父長制に基づく考え方や家庭・社会における男女の役割と責任に関する根深い固定観念が残っていることを依然として懸念する。委員会は、特に以下について懸念する。

- (a) こうした固定観念の存続が、メディアや教科書に反映され続けているとともに、教育に関する選択と男女間の家庭や家事の責任分担に影響を及ぼしていること、
- (b) メディアが、性的対象とみなすことを含め、女性や女兒について固定観念に沿った描写を頻繁に行っていること、
- (c) 固定観念が引き続き女性に対する性暴力の根本的原因であり、ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメが女性や女兒に対する性暴力を助長していること、並びに
- (d) 性差別的な発言が、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性、並びに女性全般に向けて続いていること。

21. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 30）を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。

- (a) 伝統的な男女の役割を補強する社会規範を変える取組とともに女性や女兒の人権の促進に積極的な文化的伝統を醸成する取組を強化すること、
- (b) 差別的な固定観念を増幅し、女性や女兒に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム、アニメの製造と流通を規制するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施すること、
- (c) 差別的な固定観念を解消するため、教科書と教材を見直すこと、
- (d) アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、並びに
- (e) 差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果に

ついて独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

女性に対する暴力

22. 委員会は、法務省が、(a) 男性器の女性器への挿入にのみ適用される強姦罪の狭い定義、(b) 性犯罪の低い罰則の引上げ、(c) 配偶者強姦を明示的に犯罪化する法的規定の採用、(d) 性犯罪の職権による起訴の導入を含む様々な課題に対処するために、刑法を見直す検討会を設置したことに留意する。委員会は、しかしながら、刑法を見直す法務省の検討会が、配偶者強姦を明示的に犯罪化する必要があるとは考えなかったことを懸念する。性交同意年齢が 13 歳のままであること、法定強姦の法定刑の下限がわずか 3 年の懲役であることも懸念する。委員会は、さらに以下についても懸念する。

- (a) 刑法に近親姦を個別に犯罪化する規定がないこと、
- (b) 裁判所による緊急保護命令の発令が過度に遅れることがあるとの報告があり、それは配偶者等からの暴力を含む暴力の被害者を更なる暴力の危険にさらしていること、
- (c) 配偶者等からの暴力を含む暴力の被害者である移民女性、民族的及びその他のマイノリティ女性並びに障害のある女性が事件を当局に通報することに抵抗感があること、また特に移民女性は「出入国管理及び難民認定法」に基づく保護を得るには「正当な理由」を提供する必要があるため、在留資格を取り消されるおそれから通報できないとの情報があること、並びに
- (d) 「配偶者暴力防止法」があらゆる形態の家族における全ての女性に適用されるか不確実であること、及びそのような場合に裁判官が保護措置を執ることに積極的でないこと。

23. 委員会は、女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号（1992 年）及び前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 30）を想起し、締約国に以下を要請する。

- (a) 刑法の改正に当たっては、配偶者等からの暴力や個別の犯罪としての近親姦を含む女性に対する暴力に包括的に対処することを確保するため、本条約及び委員会の一般勧告第 19 号（1992 年）並びにその法体系を十分に活用すること、
- (b) 強姦の定義を拡張するとともに、性犯罪の職権による起訴を確保するための刑法の改正を促進すること、

- (c) 配偶者強姦を明示的に犯罪化するとともに法定強姦の法定刑の下限を引き上げるため、刑法を改正すること、
- (d) 緊急保護命令発令の司法手続を迅速に行うこと、
- (e) 女性や女兒（特に移民女性）に対するあらゆる形態の暴力の被害者に通報を奨励するとともに、暴力の被害者である女性がシェルターを利用でき、また十分な設備も備わっていることを確保すること、
- (f) 指導的地位にある職員の研修、女性や女兒に対する全ての暴力事件の十分かつ効果的な捜査、加害者の訴追並びに有罪の場合の適切な処罰を確保すること、並びに
- (g) あらゆる形態の家族における全ての女性に対し「配偶者暴力防止法」の適用を確保すること。

24. 委員会は、締約国が優生保護法の下で都道府県優生保護審査会によって疾病又は障害のある子供の出生を防止しようとし、その結果、障害者に強制的な優生手術を受けさせたことについて留意する。委員会は、同意なしに行われたおよそ16,500件の優生手術のうち、70パーセントが女性だったこと、さらに締約国は補償、正式な謝罪、リハビリテーションなどの救済の取組を行ってこなかったことについて留意する。

25. 委員会は、締約国が優生保護法に基づき行った女性の強制的な優生手術という形態の過去の侵害の規模について調査を行った上で、加害者を訴追し、有罪の場合は適切な処罰を行うことを勧告する。委員会は、さらに、締約国が強制的な優生手術を受けた全ての被害者に支援の手を差し伸べ、被害者が法的救済を受け、補償とリハビリテーションの措置の提供を受けられるようにするため、具体的な取組を行うことを勧告する。

人身取引及び売買春による搾取

26. 委員会は、締約国が2014年12月に「人身取引対策行動計画」を策定したこと及び「人身取引対策推進会議」を設置したことに留意する。委員会は、締約国が技能実習制度を改革するため法案を国会に提出した取組を歓迎する。委員会は、しかしながら、締約国が依然として労働搾取や性的搾取を目的とした人身取引（特に女性や女兒）の供給国、通過国、目的国であること及び以下について懸念する。

- (a) 女性が風俗産業において特に売買春及びポルノ映画製作のために性的搾

取を受け続けていること、及び

- (b) 技能実習制度によって締約国に来た女性や女兒が強制労働や性的搾取を受け続けていること。

27. 委員会は、締約国に以下を勧告する。

- (a) 人身(特に技能実習制度により採用された女性や女兒)取引と闘うために、定期的な労働査察及びその他の取組を強化すること、
- (b) 性風俗での役務の提供やポルノ映画の製作を手掛ける組織を対象とした性的搾取を防ぐための監視と査察のプログラムを強化すること、
- (c) 地域内の他の国々との情報交換及び人身取引業者を訴追するための法的手続の整合化を含んだ人身取引を防ぐための二国間、地域間及び国際間の連携を目指した取組を継続すること、
- (d) 技能実習制度のもとで予定される見直しの実施について次回定期報告の中で情報を提供すること、並びに
- (e) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准すること。

「慰安婦」

28. 委員会は、前回の最終見解(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 37 及び 38)を想起するとともに、未解決の問題である「慰安婦」について、人種差別撤廃委員会(CERD/C/JPN/CO/7-9)、自由権規約委員会(CCPR/C/JPN/CO/6)、拷問禁止委員会(CAT/C/JPN/CO/2)、社会権規約委員会(E/C.12/JPN/CO/3)、国連人権理事会の特別手続のために任命された任務保持者数名及び普遍的・定期的レビュー(UPR)(A/HRC/22/14/Add.1、パラ 147-145 以下参照)などの他の国連人権メカニズムが行った数多くの勧告にも注意を向ける。委員会は、締約国が「慰安婦」の問題を解決しようとする試み、ごく最近では 2015 年 12 月 28 日に発表された締約国と韓国との間の二国間の合意を通じたものに留意する一方、締約国が上述の勧告を実施してこなかったこと及び「慰安婦」の問題については主張されている侵害が、1985年に締約国について本条約が効力を発生させる以前に生じたものであるので本委員会のマンダートの範囲内ではないとする締約国の立場は遺憾である。さらに、委員会は、以下について遺憾に思う。

- (a) 最近、「慰安婦」への侵害に対する締約国の責任に関して公職にある者や指導者による発言の数が増加していること、及び「慰安婦」の問題は「最終的かつ不可逆的に解決される」とする韓国との合意の発表が被害者中心のアプローチを十分に取らなかったこと、
- (b) 「慰安婦」の中には彼女たちが蒙った深刻な人権侵害に対して締約国による公式で明白な責任の承認を得ることなく亡くなった者もいること、
- (c) 締約国がその他の関係国の「慰安婦」被害者に対し、国際人権法上の義務を果たしてこなかったこと、並びに
- (d) 締約国が教科書から「慰安婦」の問題に関する記述を削除したこと。

29. 委員会は、前回の勧告 (CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 37 及び 38) を改めて表明するとともに、「慰安婦」の問題は、被害者のために効果的な救済策が引き続き取られていないことを考えると、第二次世界大戦中に締約国の軍隊により行われた侵害の被害者・生存者の権利に継続的な影響を及ぼす深刻な侵害を引き起こしていると見ている。委員会は、したがって、このような人権侵害への対処が時間的管轄によって妨げられることはないと考え、締約国に以下を要請する。

- (a) 締約国の指導者や公職にある者が、「慰安婦」問題に対する責任を過小評価し、被害者を再び傷つけるような発言はやめるよう確保すること、
- (b) 被害者の救済の権利を認め、補償、満足、公的謝罪、リハビリテーションのための措置を含む、十分かつ効果的な救済及び賠償を提供すること、
- (c) 2015 年 12 月に締約国が韓国と合同で発表した二国間合意の実施に当たっては、被害者・生存者の意向をしかるべく考慮し、被害者の真実、正義、賠償を求める権利を確保すること、
- (d) 「慰安婦」の問題を教科書に適切に組み込むとともに、歴史的事実を生徒や社会全般に客観的に伝えられるよう確保すること、並びに
- (e) 被害者・生存者の真実、正義、賠償を求める権利を確保するために行われた協議やその他の措置について、次回の定期報告の中で情報提供すること。

政治的及び公的活動への参画

30. 委員会は、数値目標や、2020 年までに政治的及び公的活動並びに民間活動に

において指導的地位における女性の参画比率を 30 パーセントとする具体的な目標を定めた第 3 次及び第 4 次男女共同参画基本計画の策定により女性の政治的及び公的活動への参画を促進する締約国の努力に留意する。しかしながら、委員会は、以下について引き続き懸念する。

- (a) 議会、政府、地方自治体（首長）や司法、外交、学界のレベルにおいても指導的地位における女性の参画が低調であること、
- (b) 政治的及び公的活動において事実上の男女平等の実現を加速させるための法定の暫定的特別措置が足りないこと、並びに
- (c) 指導的地位に参画している障害のある女性や、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性が少ないこと。

31. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 42）を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。

- (a) 選出及び任命される地位への女性の十分かつ対等な参画を加速させるため、本条約第 4 条第 1 項、暫定的特別措置に関する委員会の一般勧告第 25 号（2004 年）並びに政治的及び公的活動における女性に関する同勧告第 23 号（1997 年）に従い、法定クォータ制などの暫定的特別措置をさらに取り入れること、
- (b) 議会、政府、地方自治体（首長）や司法、外交、学界を含む全てのレベルにおいて 2020 年までに指導的地位への女性の参画比率を 30 パーセントとするという第 3 次及び第 4 次男女共同参画基本計画で設定した目標の効果的实施を確保すること、並びに
- (c) 障害のある女性、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性が決定権のある地位に参画するよう促進するため、暫定的特別措置を含めた具体的方策をとること。

教育

32. 委員会は、全ての教育段階において女性や女兒の平等なアクセス及び初等・中等教育における女兒の在学率の増加について優先的に取り組んでいることに関して、締約国を称賛する。委員会は、しかしながら、以下について懸念する。

- (a) 科学、技術、工学、数学（STEM）などの伝統的に男性が優位の専攻分野

- だけでなく、高等教育機関、特に大学と大学院の在学率において男女の格差が大きいこと、
- (b) 多くの女性が高等教育において4年間の大学課程を終えておらず、労働市場で不利になること、
 - (c) 教育機関の上位の管理職や意思決定を行う地位への女性の参画が少ないこと及び女性が低いレベルの地位に集中し、女性教授の数が少ないこと、
 - (d) 性と生殖の健康と権利に関する年齢に応じた教育内容に対し、政治家や公務員が過度に神経質になっていること、
 - (e) 民族的及びその他のマイノリティのコミュニティ、特にアイヌや同和地区の高齢女性で識字レベルが低いとの報告があること、並びに
 - (f) 移民女性や障害のある女性の教育状況についてデータが不足していること、及び特に在日韓国・朝鮮人の女性や女兒をターゲットにした、学校におけるいじめや人種差別的な感情の表出への対応措置について情報が不足していること。

33. 委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。

- (a) 進路に関する相談活動を強化し、女子が伝統的に進出してこなかった専攻（STEM）を目指すよう奨励するとともに、女子が高等教育を修了する重要性について教員の意識啓発を行うこと、
- (b) 女性教授の数を増やすとともに、教育部門の上位の管理職や意思決定を行う地位への女性の参画を拡充するため、暫定的特別措置を含む具体的方策をとること、
- (c) 性と生殖に関する健康と権利について学校の教育課程に系統的に組み込めるよう、年齢に応じた教育内容と実施に関する国民の懸念に対処すること、
- (d) 障害のある女性や女兒、移民女性のほか、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性が教育にアクセスするための全ての障害を取り除くこと、及び彼女たちの教育へのアクセス・奨学金について次回の定期報告で情報提供すること、並びに
- (e) 教育機関における、いじめや人種差別的な感情の表出（特に在日韓国・朝

鮮人の女性や女兒をターゲットにした)を含む女性や女兒に対するあらゆる形態の暴力を防ぎ、処罰し、根絶するための措置を強化すること。

雇用

34. 委員会は、2015年に雇用において非正規労働者、民族的及びその他のマイノリティを含む女性のエンパワーメントを追求する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことを歓迎する。しかしながら、委員会は、以下について依然として懸念する。

- (a) 男女の賃金格差の拡大、その原因の一端は同一価値労働同一賃金の原則の不十分な実施にあること、
- (b) 労働市場において続く水平的・垂直的職務分離及び低賃金雇用部門への女性の集中、その原因の一端はコース別雇用管理制度にあること、
- (c) 家族的責任が原因で女性のパートタイム労働への集中が続き、それが年金給付に影響し、退職後の貧困を生む原因の一端となっていること及び妊娠と出産に関連したハラスメントの報告が絶えないこと、
- (d) セクシュアル・ハラスメントについて適切な禁止及び適当な制裁の欠如並びに締約国が雇用及び職業についての差別待遇に関する中核的な ILO 第 111 号条約を批准していないこと、
- (e) 先住民の女性、マイノリティ及びその他の女性（同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性、沖縄の女性）、障害のある女性及び移民女性の労働者に関し、雇用部門において複合的／交差的な形態の差別が根強くあること、並びに
- (f) 締約国の女性家事労働者の状況についての情報が不足していること。

35. 委員会は、締約国に以下を要請する。

- (a) 構造的不平等や職務分離を撤廃するとともに、同一価値労働同一賃金の原則を実施することによって性別賃金格差を縮小するため、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法及びその他関連法に基づく取組を強化すること、
- (b) 柔軟な勤務形態の活用を促進するとともに、育児の責務への男性の対等な参画を奨励するため両親共有休暇を導入し、さらに十分な保育施設の提供を確保する取組を強化すること、

- (c) 職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止するため、禁止規定と適切な制裁措置を盛り込んだ法整備を行うこと、及び妊娠や母親であることを理由とした差別を含む雇用差別の事例において女性の司法制度へのアクセスを確保すること、
- (d) セクシュアル・ハラスメントに対する労働法及び行動基準の順守を目的とした労働査察を定期的に行うこと、
- (e) 雇用部門の調査を行うとともに、特に先住民やマイノリティの女性及び障害のある女性や移民の女性労働者に関するジェンダー統計を作成すること、
- (f) 締約国の女性家事労働者の状況について次回定期報告の中で情報を提供すること、並びに
- (g) 「雇用及び職業についての差別待遇に関するILO第111号条約」及び「家事労働者の適切な仕事に関するILO第189号条約（2011年）」の批准を検討すること。

健康

36. 委員会は、2011年の福島第一原子力発電所事故に続く放射線に関する健康面での懸念に対処する締約国の取組に留意する。委員会は、しかしながら、放射線被ばく量が年に20ミリシーベルト未満の汚染地域を避難区域の指定から解除する締約国の計画に懸念をもって留意する。年間被ばく量の増加により住民の中でも特に女性や女兒の健康に影響を及ぼす可能性が高まるからである。

37. 委員会は、締約国が女性は男性よりも放射線に対して敏感である点を考慮し、放射線の被ばくを受けた汚染地域を避難区域の指定場所から解除することにより女性や女兒に影響を与える危険因子について国際的に受け入れられている知識と矛盾しないことを再確認するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が放射線の影響を受けた女性や女兒（特に福島県内の妊婦）に対する医療その他のサービス提供を強化することを勧告する。

38. 委員会は、締約国の十代の女兒や女性の間で人工妊娠中絶及び自殺の比率が高いことを懸念する。委員会は、特に以下について懸念する。

- (a) 刑法第212条と合わせ読まれる「母体保護法」第14条の下で、女性が人工妊娠中絶を受けることができるのは妊娠の継続又は分娩が母体の身体

的健康を著しく害するおそれがある場合及び暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠した場合に限られること、

- (b) 女性が人工妊娠中絶を受けるためには配偶者の同意を得る必要があること、並びに
- (c) 締約国の女性や女兒の間では自殺死亡率が依然高い水準にあること。

39. 女性と健康に関する一般勧告第 24 号(1999 年)と「北京宣言及び行動綱領」に沿い、委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。

- (a) 刑法及び母体保護法を改正し、妊婦の生命及び／又は健康にとって危険な場合だけでなく、被害者に対する暴行若しくは脅迫又は被害者の抵抗の有無に関わりなく、強姦、近親姦及び胎児の深刻な機能障害の全ての場合において人工妊娠中絶の合法化を確保するとともに、他の全ての場合の人工妊娠中絶を処罰の対象から外すこと
- (b) 母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受ける妊婦が配偶者の同意を必要とする要件を除外するとともに、人工妊娠中絶が胎児の深刻な機能障害を理由とする場合は、妊婦から自由意思と情報に基づいた同意を確実に得ること、及び
- (c) 女性や女兒の自殺防止を目的として明確な目標と指標を定めた包括的な計画を策定すること。

経済的・社会的給付

40. 委員会は、収入創出活動や少額融資制度へのアクセスによる貧困撲滅のための戦略を発展させる締約国の取組に留意する。委員会は、しかしながら、女性、特に女性の世帯主、未亡人、障害のある女性、高齢女性の間で貧困が報告されていることを懸念する。委員会は特に、年金給付の性別格差が大きいことによる女性の生活状態を懸念する。委員会はまた、(a) 弔慰金の額が「生計を主として維持していた」者に対しては倍増されること、及び (b) 災害援護資金の貸付けの利用は世帯主が優先されるが、世帯主は男性が多いことから、「災害弔慰金の支給等に関する法律」が男女間の収入格差を広げていることも懸念する。

41. 委員会は、締約国が貧困撲滅と持続可能な開発を目的とした取組を強化することを要請する。委員会はまた、締約国が女性の世帯主、未亡人、障害のある女性、高齢女性のニーズに特別の注意を払うこと、及び彼女たちに最低生活水準を

保証するため年金制度の改革を可能な限り検討することも要請する。委員会はさらに、締約国が「災害弔慰金の支給等に関する法律」を見直し、男女共同参画の視点を組み入れることを勧告する。

農山漁村女性

42. 委員会は、締約国が2015年に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定したことに留意する。委員会は、しかしながら、農山漁村女性の意思決定への参画、特に政策形成への参画が少ないこと、及び所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念する。

43. 委員会は、締約国が農山漁村女性の政策形成への参画を制約する全ての障壁を取り除くこと、及び家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請する。

災害リスクの削減と管理

44. 委員会は、災害リスクの削減と管理における締約国のリーダーシップ及び「仙台防災枠組 2015-2030」採択のためのグローバルな取組における締約国の貢献について称賛する。委員会はまた、締約国が災害リスクの削減政策及び国の「防災基本計画」策定に男女共同参画の視点を取り入れていることについても称賛する。しかしながら、委員会は、2011年の東日本大震災後の国・地方レベルの災害リスクの削減と管理分野において指導的役割への女性の参画が少ないことを懸念する。

45. 委員会は、締約国が全てのレベル、特に地方のレベルで災害に関連する意思決定や復興過程への女性の参画を加速することを勧告する。締約国はまた、災害リスクの削減や復興対策だけでなく、全ての持続可能な開発政策に男女共同参画の視点を取り入れるための取組も継続すべきである。

不利な状況にあるグループの女性

46. 委員会は、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBTの女性及び移民女性といったその他の女性が複合的かつ交差的な形態の差別を引き続き経験しているとの報告を懸念する。委員会は特に、こうした女性たちの健康、教育、雇用へのアクセスが引き続き限られていることを懸念する。

47. 委員会は、締約国がアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBT の女性及び移民女性が経験している、健康、教育、雇用へのアクセス及び公的活動への参画とともに健康・教育サービスや職場での経験においても影響を与える、複合的かつ交差的な形態の差別を解消するための努力を積極的に行うことを要請する。

結婚・家族関係

48. 委員会は、締約国において婚姻を解消する際に財産分与を定める規定がないことを懸念する。委員会は、結果として、夫婦間の交渉と合意により行われる財産分与は、判例法で形成された夫婦共有財産の概念に依拠していることに留意する。この概念の下では、夫婦の婚姻期間中に蓄積されたことが立証できるいかなる財産も名義のいかんにかかわらず公平に分与される。委員会は、以下について懸念する。

- (a) 財産分与に関する交渉と合意が法的規制の枠外で行われているため、男女間で力の不均衡がある場合は、女性が不利な立場に置かれること、
- (b) 離婚を考えている女性の多くは夫の事業や職業上の資産を含む経済状態について情報の開示を要求するために必要な知識も手段も不足しているとされるが、それは法律が手続的手段や指針を規定していないためであること、並びに
- (c) 協議離婚制度の下では、子どもの福祉を守るための親権や養育費の問題について司法審査の手続が法律に規定されておらず、その結果、養育費の支払について合意に達しない場合、子どもは困窮を極めることになること。

49. 婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する委員会の一般勧告第 29 号 (2013 年) に沿い、委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。

- (a) あらゆる形態の夫婦財産の分与を規律し、離婚を考えている配偶者が遵守することができる明確に定義された手続を有する包括的な法律を制定すること、
- (b) 離婚を考えている女性が配偶者の経済状態に関する開示を要求し、これを取得できるようにするための情報へのアクセスを保証すること、並びに
- (c) 子どもの親権と養育権を規律する法律を見直して、当事者が離婚の合意に至った場合の司法審査手続を規定し、養育費の支払を通じて経済的ニーズ

を含む子どもの福祉の保証を確保すること。

本条約の選択議定書

50. 委員会は、締約国に本条約の選択議定書の批准を奨励する。

北京宣言及び行動綱領

51. 委員会は、本条約の規定を履行する取組に当たり「北京宣言及び行動綱領」を活用することを締約国に要請する。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

52. 委員会は、本条約の規定に従い、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を実施する過程を通して実質的な男女共同参画の実現を要請する。

周知

53. 委員会は、本条約の規定を計画的かつ継続的に履行する締約国の義務を想起する。委員会は、今回の最終見解及び勧告の実施を現在から次回の定期報告提出までの優先課題とすることを締約国に要請する。委員会は、したがって、最終見解を十分に実施できるよう、全てのレベル（国、広域、地方）の関連する国の機関、特に政府、省庁、国会両院及び司法に対し、締約国の公用語により、時宜を得た最終見解の周知を要請する。委員会は、経営者団体、労働組合、人権団体及び女性団体、大学及び研究機関、メディアなど、全ての関係者との連携を締約国に奨励する。委員会は更に、地域社会のレベルで最終見解の実施を可能とするため適切な形で最終見解の周知を行うよう勧告する。加えて、委員会は、本条約（CEDAW）、本条約の選択議定書及び法体系並びに委員会の一般勧告を全ての関係者に対し継続して周知することを締約国に要請する。

その他の条約の批准

54. 委員会は、9 つの主要な国際人権文書を締約国が遵守することによって、活動のあらゆる面において女性の人権及び基本的な自由の享受が推進されることに留意する。委員会は、したがって、締約国が「全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討することを奨励する。

最終見解のフォローアップ

55. 委員会は、上記第 13 (a) 及び 21 (d)・(e) パラグラフに含まれる勧告を実施するために取った措置について書面による情報を 2 年以内に提出するよう締約国に要請する。

次回報告の準備

56. 委員会は、第 9 回定期報告を 2020 年 3 月に提出するよう締約国に求める。

57. 委員会は、締約国が「共通基幹文書及び条約が指定する文書に関するガイドラインを含む、国際人権条約に基づく報告に関する調和的ガイドライン」(HRI/MC/2006/3 及び Corr. 1) に従うことを要請する。

女子差別撤廃条約

第7回及び第8回日本政府報告代表団長 冒頭ステートメント（仮訳）

女子差別撤廃委員会委員の皆様、

本日、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の第7回及び第8回日本政府報告に対する審査に際し、日本政府代表団を代表し、世界中の女性に対する差別の撤廃のため、日々精力的に活動されている女子差別撤廃委員会の活動に敬意を表します。

また、女子差別撤廃委員会では林陽子委員が委員長として活躍しており、我が国としても同委員が委員会の活動に貢献していることを誇りに思っております。我が国として、女性に対する差別の撤廃及び男女共同参画の実現に向けて、今後も委員会と協力していきたいと考えています。

1985年の批准から30年間、我が国は、女子差別撤廃条約を一つの重要な拠り所として、雇用、教育、女性に対する暴力の根絶その他様々な分野において、女性に対する差別の撤廃と、男女共同参画の実現のための取組を推進して参りました。近年では、国連総会演説で安倍総理が「すべての女性が輝く社会」の実現を表明したとおり、国内においても、そして国際社会においても、積極的に男女共同参画及び女性の活躍を推進する取組を更に強化しています。

この機会に、本条約に関連する我が国の具体的な取組についていくつか説明申し上げます。

【男女共同参画社会基本法】

まずは、我が国の男女共同参画行政の基礎についてご説明します。我が国の男女共同参画行政は、1999年に制定された男女共同参画社会基本法にのっとり行われています。

同法では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

また、同法では、男女共同参画社会の形成の基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしています。その基本理念のひとつは、「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」です。なお、ここでいう「差別的取扱い」とは、その行為の受け手に着目しているものであり、差別の意図の有無を問うものではありません。

さらに、同法は「社会における制度又は慣行についての配慮」をも基本理念としています。「社会における制度又は慣行」は、性別による固定的な役割分担等を反映して、結果として男女の社会における活動の選択に対して偏った影響を及ぼす可能性があります。こうした懸念に鑑み、同法は、「男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」旨を定めています。

そして、同法は国に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施する責務を定めておりますが、その施策には、積極的改善措置が含まれることを明示しています。

今後も、我が国は同法にのっとり、女性が差別を受けることのない権利及び平等を享受する権利を尊重・保護・充足する義務を果たしていく所存です。

【第4次基本計画】

ここで最新の取組として、昨年末に新たに策定した第4次男女共同参画計画について、皆様にご報告します。

男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の基本的方向や具体的な取組を定めるもので、昨年12月に第4次計画を閣議で決定しました。

なお、本計画策定に当たっては、市民社会との対話を重視しました。

各界各層の有識者に精力的に御議論いただいたほか、3,616件のパブリックコメントや全国6か所において881名の方にご参加いただいた公聴会などにより広く国民の声を反映させて、取りまとめました。

○計画の概要

本計画では、1つ目に、女性が活躍する上では、多様で柔軟な働き方が選択できるかどうかが鍵であることから、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方などを前提とする労働慣行等を変革すること、2つ目に、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性採用・登用の推進や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めること、3つ目に、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等により女性が安心して暮らせる環境を整備すること、4つ目に、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化することなどを強調しています。

計画を効果的に推進していくため、71の成果目標を掲げており、内閣官房長官を議長とし関係閣僚と有識者からなる男女共同参画会議で実効性あるフォローアップを行ってまいります。

○女性の参画拡大

安倍内閣では、2012年12月の発足以来、「女性活躍」を政府の最重要課題として位置付け、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）等について様々な取組を進めてきています。成果目標の中でも、特に大きな位置づけを占めているのが、女性の参画拡大目標です。第3次基本計画と同様、第4次基本計画そのものが、ゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションとして機能します。その結果、近年、国、地方公共団体、民間企業の管理職等に占める女性の割合の伸びは、いずれも高まり、女性の就業率も上昇するなど社会全体で女性の活躍の動きが拡大しています。

こうした社会全体での動きをさらに加速させるべく、第4次基本計画においては、あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、分野ごとにあらゆる努力を行えば達成し得る高い水準の目標を設定するとともに、それに加え将来指導的地位へ成長していく人材プールに関する目標を設定いたしました。これは、女性の登用を進めるうえで、今後5年間に最も注力すべきことは、女性に対する研修を拡充し、職務の経験を積む機会を提供し、着実に人材層を厚くしていくことだという考えに基づくものです。

○労働慣行の変革

そして、長時間労働や転勤が当然とされている労働慣行を変革することも大きな柱としています。

企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みを導入するべく、検討を進めています。

また、父・母ともに6か月までは手取り8割の収入が確保される育児休業給付制度の実施などにより、男性の育児・家事労働を促します。さらには、2013年からの5年間で50万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童解消をめざします。また、1つ目に介護離職の防止のため介護休業の分割取得や所定外労働の免除、2つ目に妊娠・出産、育児休業等を理由とし、就業環境を害されることのないよう企業におけるマタニティ・ハラスメント防止に向けた事業主の取組強化策、3つ目に有期契約労働者も育児休業を取得しやすくする仕組みの3項目を盛り込んだ法律案を今国会に提出しました。一日も早い成立が期待されています。その他、自営業等の女性が安心して妊娠・出産できるよう、国民年金【第1号被保険者】の産前産後期間の保険料負担免除に向けた制度の見直しを予定しています。こうした取組により、働きながら安心して育児や介護ができる環境を提供します。

【女性活躍推進法】

議長、ポジティブ・アクションに関しても、昨年大きな進展がありました。

働く場面における女性の活躍を更に進めるため、昨年8月に女性活躍推進法が成立し、今年の4月から完全施行します。

もちろん、これまでも雇用における男女差別は禁止されており、各企業の自主的なポジティブ・アクションは行われていましたが、この法律で、国・地方公共団体、大企業に、女性の採用・登用の状況等を自ら把握・分析すること、また、数値目標を掲げた行動計画を策定し、情報を公表することを義務付けており、これまでになく踏み込んだポジティブ・アクションの仕組みとなっています。各企業において、男女別の勤続年数や管理職比率などを把握し、取組を行うことが、女性管理職の増加、その結果として男女間賃金格差の解消にもつながると考えています。

この法律を実効あるものとするため、全国各地で法律の説明会を開催し、パンフレットも配布しています。また各企業の女性活躍の実態がわかるサイトを構築し、各方面から評価を受ける仕組みとする予定です。

我が国におけるポジティブ・アクションは新たな段階に入ったと言えます。こうした取組を着実に進めることにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現できるよう、引き続き全力で取り組んでいきたいと思っております。

【重点方針】

議長、女性活躍の取組の推進のためには、予算のプロセスに男女共同参画の視点を導入することが効果的です。

このため、昨年初めて、「女性活躍加速のための重点方針」を策定しました。本方針は、今後政府が重点的に取り組むべきと考えられる施策を6月までに取りまとめ、8月末の各府省庁の予算要求等に反映させることを目的としています。本方針を踏まえた予算編成が行われることにより、政府の女性活躍推進施策は人員的にも予算的にも、より充実が図られることとなり、女性活躍推進が加速することが期待できます。今年度の「女性活躍加速のための重点方針2015」は、各分野における政策・方針決定過程への女性参画拡大のほか、女性に対するあらゆるハラスメントの根絶、ひとり親家庭など困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、女性活躍のための基盤となる施策を多く盛り込んでいます。

【国際面での進展】

また、これらの国内施策に加え、日本政府は、女性に対する人権侵害のない世界にするため、国際的な貢献においても様々な取り組みを行っています。女性のための代表的な国連機関であるUN Womenへの拠出は5年前から比べると昨年は円ベースで75倍増です。

第68回国連総会で、我が国は「女性が輝く社会」の実現のために2015年までの3年間で30億ドルを超すODAを実施すると表明し、着実に実施してきました。2015年2月には、日本のODAの理念等を示す政策文書であるODA大綱を12年ぶりに見直し、女性参画の促進を原則の一つに掲げた開発協力大綱を策定しました。

本年のG7議長国としてジェンダーの主流化を打ち出しつつ、5月の伊勢志摩サミットで教育をはじめとするエンパワーメントに光をあてる予定です。

また、日本は20年以上前に、アフリカの開発について取り上げるTICADを立ち上げ、今年は6回目となるTICADが初めてアフリカで開催されます。TICADVIでは、アフリカが進めるアジェンダ2063を後押しし、保健システムの再構築や、包括的な教育・女性のエンパワーメントなどの社会開発にも取り組んでいきます。

さらに、日本政府は、世界で女性が輝く社会を実現するため、2014年から2回続けて「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」を開催し、昨年は42か国、8国際機関から女性分野等で活躍する145名のリーダーたちが参加しました。WAW!では、「女性と経済」と「グローバルな課題」の二大テーマの下、女性を巡る様々な課題について包括的に議論し、参加者からの提案やアイデアは、成果文書「WAW! To Do 2015」に取りまとめ、国連文書としても発出しました。

女性と平和・安全保障を関連づけた初の安保理決議第1325号の履行のため、我が国も昨年9月に「行動計画」を策定しました。我が国はこれまでも紛争下の女性の参画・保護に積極的に取り組んできましたが、「行動計画」の策定・実施により、引き続き、女性に対する人権侵害のない世界とするため、そして女性が輝く社会の実現のため国際社会をリードしていきます。

【総理の10×10×10への選出】

議長、こうした取組の成功に欠かせないものは、男性のコミットメントです。

UN WomenがHe for Sheキャンペーンにおいて、「女性活躍をトップダウンで推進する10人の男性首脳のみひとり」に、安倍総理を選出したように、我が国では総理が先頭に立って女性活躍を進めています。担当の大臣に、男性を任命したのもこの現れです。一昨年6月には、日本の名だたる企業の男性トップが、

女性の活躍を応援する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会 行動宣言」を発表しました。我が国政府は、積極的に育児する男性を意味する「IKUMEN」、そして部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績においても結果を出すことができる上司を意味する「IKUBOSS」を増やす取り組みを進め、今後も女性も男性も全ての人にとって暮らしやすい社会の実現を目指してまいります。

【慰安婦問題】

長年にわたり、日韓両国間の懸案事項であった慰安婦問題に関しては、昨年12月28日に日韓外相会談が行われ、本問題は両国の間で「最終的かつ不可逆的」に解決されることが確認されました。現在、両国それぞれが、合意の内容を誠実に実行に移すべく取り組んでいるところです。

日本政府としては、20世紀において、戦時下、多くの女性達の尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく考えです。

本件については、一言付け加えさせていただきます。そもそも、女子差別撤廃条約は、日本が同条約を締結（1985年）する以前に生じた問題に対し遡って適用されないため、慰安婦問題を同条約の実施状況の報告において取り上げることは適切ではないというのが、日本政府の基本的な考え方です。

【批准30周年】

女子差別撤廃委員会委員の皆様、

冒頭で述べたとおり、昨年、我が国は女子差別撤廃条約批准30周年を迎えました。この機会に、女子差別撤廃条約への国民の理解を深めるために、内閣府では、ハイダー委員及び林陽子委員長をお招きしたシンポジウムを開催し、多数の市民の参加を得ました。

我が国政府は、今後とも、男女共同参画及び女性の活躍の推進に向け、たゆまぬ努力を行っていく所存です。また、女子差別撤廃条約に関する本日の重要な審査において、我が国政府代表団は、委員の皆様に関心事項に対し、誠意を持って回答を行う用意があります。本日、有意義な対話が行われることを希望致します。

有り難うございました。

以上

女子差別撤廃条約第7回及び第8回政府報告審査
(2016年2月16日、ジュネーブ)
(質疑応答部分の杉山外務審議官発言概要)

16日、国連ジュネーブ本部において、女子差別撤廃条約第7回及び第8回政府報告審査が行われたところ、質疑応答部分の杉山外務審議官の発言概要は以下のとおり。

1 女子差別撤廃条約の国内適用

(ブルン委員からの質問に応え、)

我が国は、日本国憲法第98条第2項に基づき、我が国が締結した条約及び確立された国際法規を誠実に遵守することとしており、条約は国内法に優位するものと考えられている。

2 慰安婦問題

(ホフマイスター委員からの質問に応え、)

書面でも回答したとおり、日本政府は、日韓間で慰安婦問題が政治・外交問題化した1990年代初頭以降、慰安婦問題に関する本格的な事実調査を行ったが、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」を確認できるものはなかった。

「慰安婦が強制連行された」という見方が広く流布された原因は、1983年、故人になった吉田清治氏が、「私の戦争犯罪」という本の中で、吉田清治氏自らが、「日本軍の命令で、韓国の済州島において、大勢の女性狩りをした」という虚偽の事実を捏造して発表したためである。この本の内容は、当時、大手の新聞社の一つである朝日新聞により、事実であるかのように大きく報道され、日本、韓国の世論のみならず、国際社会にも、大きな影響を与えた。しかし、当該書物の内容は、後に、複数の研究者により、完全に想像の産物であったことが既に証明されている。

その証拠に、朝日新聞自身も、2014年8月5日及び6日を含め、その後、9月にも、累次にわたり記事を掲載し、事実関係の誤りを認め、正式にこの点につき読者に謝罪している。

また、「20万人」という数字も、具体的裏付けがない数字である。朝日新聞は、2014年8月5日付けの記事で、『『女子挺身隊』とは戦時下の日本内地

や旧植民地の朝鮮・台湾で、女性を労働力として動員するために組織された『女子勤労挺身隊』を指す。(中略) 目的は労働力の利用であり、将兵の性の相手をさせられた慰安婦とは別だ。」とした上で、「20万人」との数字の基になったのは、通常の戦時労働に動員された女子挺身隊と、ここでいう慰安婦を誤って混同したことにあると自ら認めている。

なお、「性奴隷」といった表現は事実と反する。

日韓両政府間では、慰安婦問題の早期妥結に向けて真剣に協議を行ってきたところであるが、先ほど申し上げたとおり、昨年12月28日、ソウルにて日韓外相会談が開催され、日韓外相間で本件につき妥結に至り、慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることが確認された。同日後刻、日韓首脳電話会談が行われ、両首脳はこの合意に至ったことを確認し、評価をした。

冒頭申し上げたとおり、このときの日韓合意を表す資料は、書面の回答に添付されているので、ここでその内容の詳細を繰り返して説明することはしない。

日本政府は、これまでも「アジア女性基金」等を通じて本問題に真剣に取り組んできた。今後、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算、10億円程度であるが、資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととなった。

現在、日韓両国政府はそれぞれ、合意内容を誠実に実行に移すべく取り組んでいるところであり、この点は現時点でも全く変わりはない。このような日韓両国政府の努力につき国際社会の御理解を頂けると、大変有り難く思う。ちなみに、潘基文国連事務総長を含め、国際社会は、日韓両国が合意に達したことに歓迎の意を表明していると承知している。

もう1点だけ、最後に付け加える。ホフマイスター委員は他の国の例も挙げた。先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、御指摘の点も含め、日本政府は、米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約、それだけではなく、その他の二国間の条約等、これは、日韓請求権・経済協力協定も含むし、日中の処理の仕方も含むが、こういったものによって、一々を細かく法律的に説明することはしないが、誠実に対応をしてきており、これらの条約等の当事国との間では、個人の請求権の問題を含めて、法

的に解決済みというのが、日本政府の一貫した立場である。

にもかかわらず、日本政府は、アジア女性基金を構築し、我が国の予算からの拠出と一般からの募金によって、一定の活動をした。アジア女性基金の活動についての詳細は説明しないが、恐らくここにおられる皆様は、よく御存じのことと思う。

(ゾウ主査からの質問に答え、)

昨年12月28日、岸田大臣とユン外交部長官の間で、(慰安婦問題が)最終的かつ不可逆的に解決されていることは、文書の回答の添付を見ていただければ明確であると思う。

日本政府がこの問題について、例えば歴史の否定をしているとか、この問題について何の措置もとっていないという御批判は、事実と反すると言わざるを得ない。

いわゆる強制ということは、我々が調査した中では裏付けられなかったと申し上げたが、この岸田大臣の合意の中には、慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷付けた問題であり、日本政府は責任を痛感している、全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する、そして、額は10億円程度ということであるが、日本の予算の措置により、財団を設立する等ある。中身については時間がないのでそれ以上は言わないが、ここでいう「当時の軍の関与の下に」というのは、慰安所は当時の軍当局の要請により設置されたものであること、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送について日本軍の関与があったこと、慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者がこれに当たったということは、従来から認めていることである。私が先ほど申し上げたことは、そのことと共に、例えば「20万人」という数字は完全な間違いであると、その新聞社が認めているということを明確にするために申し上げたわけである。

それから、「性奴隷」という表現も事実と反するということをもう一度繰り返しておきたい。書面の回答に添付した両外相の共同発表の文書の中にも、「性奴隷」という言葉は1か所も見つからないのも事実である。

したがって、非常に残念だが、ゾウ主査からの御指摘は、いずれの点においても、日本政府として受け入れられるものではないだけでなく、事実と反す

ることを発言されたという風に残念ながら申し上げざるを得ないということ
を明確に発言をしておきたい。

(ゾウ主査から日韓合意に関する質問があったことに応え、)委員のお手元に
届けてある合意、これは日韓間の合意であって、これを現在、日韓両国政府は
それぞれ誠実に実行に移すべく、取り組んでいるところであり、この点は全く
変わっていない。このような日韓間の合意について、是非理解をしていただき
たい。

(了)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献するこ

とを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置

をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養

を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行

する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
6. 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1. 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

1. この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抜粋）

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応

施策の基本的方向	
<p>女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、北京宣言及び行動綱領等女性の地位向上のための国際規範・基準、女子差別撤廃委員会や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論や、持続可能な開発のための2030アジェンダ等の新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報提供や、取組等を積極的に行い、国内の施策に展開することにより、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 女子差別撤廃条約等の積極的遵守</p> <p>① 女子差別撤廃条約の積極的遵守のための施策の展開に努める。そのため、女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論及び政府見解等について、国会、裁判所を含む国の機関、地方公共団体に対する情報提供に努め、特に、若者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的実施する。</p> <p>② 国際的な潮流を踏まえつつ、日本国内の国連機関と連携を図るとともに、NGOとの対話、連携がより建設的となるよう努める。</p> <p>③ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。</p> <p>④ 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。</p>	<p>内閣府、法務省、 外務省、関係府省</p> <p>内閣府、外務省、 関係府省</p> <p>全府省</p> <p>内閣府、外務省、 関係府省</p>
<p>イ 未締結の条約等に関する検討</p> <p>① 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）、パートタイム労働に関する条約（ILO第175号条約）、母性保護条約（改正）に関する改正条約（ILO第183号条約）、家事労働者の適切な仕事に関する条約（ILO第189号条約）その他男女共同参画に関連の深い未締結の条約について、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、締結する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討に着手する。女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。</p>	<p>内閣府、外務省、 厚生労働省、関係府省</p>

